

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第7章 火山災害対策計画</b></p> <p>雌阿寒岳の火山災害の防災対策に関する計画は、本町、美幌町、足寄町、弟子屈町、釧路市、鶴居村、白糠町（雌阿寒岳火山防災協議会）が関係機関と連携して行うべき防災対策について定めた「雌阿寒岳火山防災計画」による。</p>	<p><b>第7章 火山災害対策計画</b></p> <p>雌阿寒岳の火山災害の防災対策に関する計画は、本町、美幌町、足寄町、弟子屈町、釧路市、鶴居村、白糠町（雌阿寒岳火山防災協議会）が関係機関と連携して行うべき防災対策について定めた「雌阿寒岳火山防災計画」による。</p>	